

お客様各位

岩崎電気株式会社

LED照明器具のノイズについて

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社製LED照明器具からのノイズについて、下記のとおりご報告申し上げますので、ご査収いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

LED照明器具は、平成 22 年 4 月現在、電気用品安全法（通称：電安法）の対象外になっておりノイズに対する規制がありませんが、弊社LED照明器具につきましては、一般の電子安定器内蔵の照明器具と同様に、電気用品安全法に準拠した測定を行い、「発生する雑音の強さ」が基準値以下になるように設計しております。

参考資料：電気用品安全法別表第八の1 共通事項（5）雑音の強さ

※照明器具は表中の太枠に該当します。

(5) 雑音の強さ

発生する雑音の強さは、この表に特別に規定するものを除き、次に適合すること。

(イ) 雑音電力は、吸収クランプで測定したとき、次の表に掲げる値以下であること。

この場合において、dBは、1 pWを0 dBとして算出した値とする。

周波数範囲	雑音電力 (dB)		
	電動工具 以外のもの	電動工具	
		定格消費電力	
		700W以下	700Wを超えるもの
30MHz以上 300MHz以下	55	55	59

(ロ) 雑音端子電圧は、一線対地間を測定したとき、次に適合すること。

- a 連続性雑音端子電圧は、次の表の左欄に掲げる周波数範囲ごとに同表の右欄に掲げる値以下であること。この場合において、dBは、1 μVを0 dBとして算出した値とする。

周波数範囲	連続性雑音端子電圧 (dB)					
	電源端子	電動工具以外のもの			電動工具の電源端子	
		半導体素子内蔵の制御装置			定格消費電力	
		電源端子	負荷端子	補助端子	700W以下	700Wを超えるもの
526.5kHz 以上 5MHz 以下	56	56	74	74	59	63
5MHzを超え 30MHz以下	60	60	74	74	64	68

以上